

岐阜県公報

令和七年十一月二十八日

(金曜日)

目 次

規 則

岐阜県行政書士法施行細則の一部を改正する規則
岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

(法務・情報公開課) 四九五
(生活衛生課) 四九五

岐阜県規則第八十六号
岐阜県行政書士法施行細則の一部を改正する規則
岐阜県規則第八十六号(昭和三十四年岐阜県規則第二百一号)の一部を次のように改正する。

規 則

令和七年十一月二十八日

岐阜県知事 江崎禎英

救急病院及び救急診療所の認定
道路の区域変更
道路の供用開始
土砂災害警戒区域の指定解除
土砂災害特別警戒区域の指定
土砂災害警戒区域の指定
土砂災害特別警戒区域の指定
訓 令 甲
岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(医療整備課) 四九八
(道路維持課) 四九九
(同) 五〇〇
(砂防課) 五〇〇
(同) 五〇一
(同) 五〇一
(人 事 課) 五〇一

別記

別記
第一号様式 削除

「」の規則は、令和八年一月一日から施行する。

岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を「」に公布する。

令和七年十一月二十八日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県規則第八十七号

岐阜県製糞衛生師法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県製糞衛生師法施行細則（昭和四十一年岐阜県規則第百一十四号）の一部を次の
よみに改正する。

第四条第一項ただし書を削り、同項中第一号を削り、第一号を第一号として、第二号を
第二号とする。

別記第一号様式中
岐阜県
収入証紙

」
を記す。

別記第一号様式を次のよみに改める。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

〒

住 所

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

製菓衛生師試験願書

製菓衛生師法第4条に規定する製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

試験科目の一部の免除に必要な資格（菓子製造技能士1級又は2級）の有無

有・無

最終学歴 (実務経験による受験の場合のみ)	年 月	卒業 学校	中退 在学中

添付書類

- 1 製菓衛生師法第5条第1号の規定による指定を受けた製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は菓子製造業従事証明書
- 2 写真(出願前6月以内に正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、脱帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名を記載すること。)
- 3 菓子製造（1級又は2級）に係る技能検定合格証書の写し（製菓衛生師試験基準（平成12年厚生省告示第270号）第3項の規定により、試験科目の一部について免除を受けようとする場合に限る。）

別記第五号様式及び別記第七号様式中

附
則

- 1 「この規則は、令和八年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県製菓衛生師法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書については、なお従前の例にてみる。

3 「この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合は、この規則による改正後の岐阜県製菓衛生師法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

岐阜県
収入証紙

を削る。

令和七年十一月二十八日

岐阜県告示第四百八十九号

告示

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県告示第四百八十九号						
岐阜県知事 江崎禎英						
示						
医療機関名	所 在 地	有効期限				
朝日大学病院	岐阜市橋本町三丁目一三番	自令和一〇七年一〇月三日				
笠松病院	岐阜市中鶴三丁目一一番地	同				
医療法人社団志朋会加納渡辺病院	岐阜市加納城南通一丁目一三番地	同				
河村病院	岐阜市芥見大般若一丁目八四番地	同				

「」の規則は、令和八年一月一日から施行する。

「」の規則の施行の際現に「」の規則による改正前の岐阜県製菓衛生師法施行細則（以下「旧規則」といひ。）の規定により提出されている申請書については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」といひ。）がある場合には、「」の規則による改正後の岐阜県製菓衛生師法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

岐阜県告示第四百八十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院及び救急診療所として認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和七年十一月二十八日

岐阜県知事 江崎禎英

示

岐阜県
収入証紙
を削る。

岐阜県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県告示第四百八十一号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、令和七年十一月二十八日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和七年十一月二十八日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県告示第四百八十四号

所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金地川	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	
土石流		

岐阜県知事 江崎禎英

卷之三

土砂災害警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第百三十号）の、七次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十一年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により

岐阜県告示第四百八十三号

県道	類の道種路
路線名	区間
供用開始日	の期日
恵苗 那木線	中津川市千旦林字坂本一四四 一番一一地先から
九番 同 一地 市同 先まで 字同 一三九	ルメート長
令和 七・二・六	ほ示変決(備 か年更定区 月の又域考 日告はの考)
令和 七・二・六	の期日

り告示する。

令和七年十一月二十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

第五十七号) 第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年十一月二十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
今須川西の谷	不破郡閑ヶ原町今須	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び閑ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定(平成二十年岐阜県告示第二百三十二号)のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年十一月二十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金地川	不破郡垂井町梅谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年十一月二十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金地川	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	土石流

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金地川	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する

岐阜県告示第四百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する

ので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年十一月二十八日

岐阜県知事 江崎禎英

「号」に改める。

附則

「」の訓令は、令和七年十一月二十八日から施行する。

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金地川	不破郡垂井町梅谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十一号

府中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三人事課の表八の項部長専決事項の欄第十二号中「平成十八年人事委員会規則第十二号」附則第八項第一号」を「令和七年人事委員会規則第二十六号」附則第三項第